

## 総務委員会 会議記録

- 1 期 日 令和3年9月3日（金）  
午後1時53分 開会  
午後2時26分 閉会
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 西田 真  
副委員長 竹中 理  
委員 浅田 徹、井上 正治、  
奥村 忠俊、田中藤一郎、  
土生田仁志
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 市民生活部長 谷岡 慎一  
税務課長 宮崎 雅巳
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主幹兼議事係長 佐伯勝巳
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

総務委員長 西田 真

# 総務委員会次第

2021年9月3日（金）午後2：00～  
第1委員会室

1 開会

2 委員長あいさつ

3 報告事項

(1) 身体障害者等に対する軽自動車税種別割減免にかかる事務誤りについて

※説明員 谷岡市民生活部長、宮崎税務課長

4 その他

5 閉会

## 午後1時53分開会

○委員長（西田 真） 皆さん、こんにちは。

それでは、ただいまから総務委員会を開会したいと思います。

本日は、当委員会の所管事項について、当局から重要な報告事項がありますので、定例会開会日のお疲れのところですが、委員会を招集し、ご参集いただいた次第であります。

本当に今日は早朝より開会初日ということで、皆さんも大変だったと思いますけど、さらにこれから総務委員会ということで煩わせますけど、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、着座で進めさせていただきます。

委員の皆さんは、Side Books上のフォルダ、ホーム、総務委員会、総務03.09.03が本日の委員会のフォルダです。そこに本日の委員会の資料を配信しております。

委員の皆さん並びに当局職員の皆さんは、質疑、答弁に当たりましては要点を押さえ、簡潔・明瞭に行っていただき、スムーズな議事進行にご協力をお願いします。

なお、発言は、委員長の指名の後、マイクを使用して課名と名字を名のってから行っていただきますようお願いしておきます。

それでは、これより3、報告事項、（1）身体障害者等に対する軽自動車税種別割減免にかかる事務誤りについてに入ります。

当局の説明を求めます。

谷岡市民生活部長。

○市民生活部長（谷岡 慎一） このたびは報告の機会をつくっていただきまして、誠にありがとうございます。

身体障害者等に対する軽自動車税の種別割の減免にかかる事務誤りでございまして、おわびとともに、この経過や対応策についてお話をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（西田 真） それでは、宮崎税務課長、よろしくお願ひします。

○税務課長（宮崎 雅巳） それでは、フォルダの中にあります資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず、1枚目にありますA4の縦長のほうです。このたびのことですが、長年にわたって身体障害者等に対する軽自動車税の種別割の減免基準を一部誤って運用していたことが分かりました。誤った基準で相談対応したりホームページに周知したりしていたことによりまして、対象者が減免申請されなかった可能性がございます。請求に基づき遡及して、減免と同様の措置が受けられるよう対策を講じたいと考えております。

誤っていた内容につきましてです。もう一枚あります横向きの正誤表をご覧くださいと思います。

まず、制度の概要ですけど、その正誤表の左の正のほうをご覧くださいますようお願いいたします。障害者手帳等で障害を持っていらっしゃる方について、軽自動車税の減免の措置を講じております。表にありますとおり、障害者が運転する場合、左記以外の場合っていうのがありますけど、これは家族が障害者のために運転されるというような場合、この2つの区分でそれぞれ障害の区分、級に応じて減免を講じております。年間約、今年でいきますと468件、今年、今のところ減免の決定をいたしてる状況です。大体年間4万3,000台のうち468件の減免が上がってきてるというようなボリュームの減免でございます。

どこを間違っていたかといいますと、今度、正と誤とを見比べていただきたいんですが、先ほど説明しました障害の程度、障害者が運転する場合ってところが正しい表記なんですが、右の誤りのほうを見ていただきますと、障害者本人が所有し、かつ自らが運転する場合というふうに、ここを誤って周知をしてしまっておりました。

こうしますことによって、本来家族が所有しておいて本人が運転してる場合も対象になるところを、家族が所有してるものについては対象外というふうに、逆に言いますと捉えられるということになり

ます。そこの部分を間違っていたところが、表の中ほどの上肢不自由と書いていますところの身体障害者1から6級、1から3級と書いてありますが、ここが一番上の見出しを、異なることによって、ちょうど4から6級の方の障害者に該当する方で、家族が持っておられる車を運転されてた場合が対象外というふうになってしまいました。

表をもう少し下に下りていただきまして、乳幼児期以前の非進行性云々って書いてあるところの上肢機能につきましても同様に、1から6、1から3という表記の中で、上の部分を照らし合わせますと、同じく4から6級の方の家族が所有されてる車を運転された場合が対象外というふうにこの表からは見てとれる状態をつくってしまっておりました。

その今の方々、4級から6級の方々についての対象人数なんですけど、1枚目の文章に戻っていただきまして、3番です。今年の4月1日現在で身体障害者手帳を持っておられる方で今の4級から6級の方、この人数は福祉サイドが把握している人数で、約150名いらっしゃるということがこちらとしては分かっております。このうち家族の方、生計を一にする方が所有する軽自動車を運転されている場合が対象外になっていたということなんですけど、その人数については、お互い守秘義務の関係で、軽自動車税の情報とそれぞれのこの150名っていうのは、個別の名前まではお互いに交換することが法律上できないので、分からないという状況ではあります。しかしながら、150名がマックスで、それより少ないであろうという想定にはなりません。

ちなみに、今、今年度決定をしている状況の中で、障害全体で468件あると申しあげましたが、その中で、所有が家族で本人が運転している方の申請は24件あるということですので、全体の割合からしたら、そういった使い方をされてる方は少ないだろうなという想像までができるというような状態です。

それから、少し飛ばしてしまいました、その文章の2で、誤った運用の状況ってどんなことをしてるかといいますと、先ほど申しあげましたとおり、市

ホームページで、この誤った表で周知をしておりました。いつからしているかということをお遡って、探せるだけ、古いところはどこからかということを探しますと、平成22年9月の時点でホームページに掲載されたという事実までが分かりました。

それから、担当者マニュアルにつきましても、平成27年8月という日付の打ってあるマニュアルが、間違ってる表記がされているということが分かりました。そのほか担当者レベルで引き継がれてる表っていうのも間違っていましたので、ほぼ運用としては間違った運用をしていたのではなかろうかということが、そういったものから断定させていただいてるところです。

ただ、条例あるいは規則を見て事務をやった場合にはこういうことは起こらないので、その職員が例規あるいは条例等を重視してやっていたら、このような間違いの説明はしていない時期もあるかも分からないと。ですけど、おおよそマニュアルがそうしていますので、誤った運用をしていたらというのをこちらは認めているという状態でございます。

そこで、対応策、4番目です。課税誤りだとかそういうものでしたら、通常もう個人が断定できて、すぐ更正に入り、本人にも直接おわびができるというような状態なんですけど、今回減免制度の中でするので、申請されていない状態っていう方がどれだけいらっしゃるかわからないし、特定ができない状態になっております。ただ、しかしながら、こちらの誤りによって申請の機会を逃されてるという状況があるかと思っておりますので、その方は救済したいということでございます。

対応策としましては、請求に基づいて減免相当額を還付したいという考えです。要項をつくりまして、告示をして対応したいと考えております。

その対象期間ですが、先ほどホームページでいつから間違っただけ掲載してるかって探しましたとき、22年9月と申しあげました。ですので、22年9月の次に影響を受けるのは次の新年度の申請からになりますので、最低でも23年までは遡って対象に

したいという考えで、23年から今年度の分までを対象にしたいと考えております。

請求の受付期間につきましては、今年度中、来年の3月末までを考えております。

書類としましては、ほぼ減免申請を上げていただくときと同様の書類が今現在でも整うということになりますので、名前は返還金交付請求書ということですが、その請求書と障害者手帳、運転免許証の写しをつけていただいて確認をしたいと考えております。

還付額につきましては、軽自動車税の種別割相当額ということです。現在種別割、一番申請の多い四輪の自家用の年額が1万8000円ということになりますので、1万8000円、1年が、そうですね、例えば3年とか申請ができてなかった方については、これの3倍というような額がご本人に返還されるということになります。総額で幾らになるかということにつきましては、先ほど説明しましたとおり、つかめないという状況ですが、全体の中の約5%がそういう状態ということから想像しますと、そんなに大きな額にならないではなかろうかということ予想しております。

その予算ですけど、既決で、ほかの税の更正によって、現年で還付できない場合の歳出科目を持っておりまして、その既決予算額が5,180万円ありまして、すみません、紛らわしくて申し訳なかつたです。これが既決でそういうことに対応する予算を持っているという意味合いでお示した額で、今回この額が必要というわけではございません。その予算から支出したいと考えております。

それから、周知につきましては、記者配布と書いておりますけど、やはり記者発表して、連絡会で記者等には発表したいと考えておりますので、それが来週月曜日、日程が取れまして、そのような対応をしたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その後、市の広報、市ホームページを掲載するほか、先ほど言ひました、誤って対象外としていた主な障害区分の方、約150人ですけど、こちらの方

にはちゃんと対象が分かるようにして、結局この150人がそもそも対象じゃない方もいらっしゃるんで、対象が分かるような形で、この個人データを持ってます福祉サイドのほうに、税からの情報としてお送りして、出していただくと考えているところでございます。

最後に、再発防止策ですが、業務遂行に当たっては、やはり担当者マニュアルの引継ぎを重視し過ぎてやってきたことがございます。その点を反省いたしまして、マニュアル等の再点検を行ひまして、やはり基本となる法律、条例、規則等に基づき業務を行うよう徹底していきたくて考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。質疑はありませんか。どなたからでも結構です、どうぞ。井上委員。

○委員（井上 正治） 今、誤って対象外としていたですね、150人って言つとられました。その方たちが全部間違つたということではないんですね。一応。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○税務課長（宮崎 雅巳） そうです。これは、4級から6級の方が全部でこんだけいらっしゃるということで、この中で軽自動車を所有されてるかさされてないかについては、情報を突き合わせるできないという状況ですので、これより少ないとは思ひわれます。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） それは状況を再度聴取して、確認するということによろしいか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○税務課長（宮崎 雅巳） こちらから個別に当たれないので、文書をお出しして、こういった過ちを犯しといて、こういった対象の方については救済がございましてということをお知らせして、申請をしていただいて、そのときに確認をしようと考えております。

○委員（井上 正治） 分かりました。

○委員長（西田 真） よろしいか。

井上委員。

○委員（井上 正治） 続いてすみません。今、自動車税は1万800円、普通乗用車で言うてみれば半額ですから、何か5,400円、じゃない、額は幾らなんですか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○税務課長（宮崎 雅巳） 県は半額っていう制度があるんですけど、市のほうは全額です。

○委員（井上 正治） ああ、全額補助。

○税務課長（宮崎 雅巳） はい。

○委員（井上 正治） はい、了解です。

○委員長（西田 真） よろしいか。

○委員（井上 正治） はい。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。

奥村委員。

○委員（奥村 忠俊） ここちょっと聞き逃したかもわからんですけども、対象になる人というのが把握されてないんですけども、23年からということですね、それで、亡くなった人とか、そんなことは関係ないんですね。言われましたかね、僕はちょっと聞き取れなかったもんで。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○税務課長（宮崎 雅巳） 確かに把握、福祉のほうからの情報では、今年の4月1日の方で押さえて約150人ということです。この方には当然お知らせするんですけど、あとはホームページだとか広報でお知らせして、例えば障害がなくなってしまった方だとか、当時はあったんだけどなくなってしまった方もいらっしゃるの、そういった方も対象にする考えです。

亡くなられた場合には、その相続人の方が申請できるようにしますし。

○委員長（西田 真） どうぞ、奥村委員。

○委員（奥村 忠俊） それは少し遡るということですからね、対象者がどなたかいうのは、それもわからないので、勝手に情報を見れないということでは、つかみ切れませんな。そう思うけど、違いますか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○税務課長（宮崎 雅巳） そうなんです、把握することが法律上、守秘義務、個人情報の保護の観点からできないです。できないので、できるだけ分かりやすい文書でそれをお出しする。先ほど言われた、亡くなった方で、今送れてない方については、情報として、やはりホームページ、市広報でお願いします。そもそもこれは減免制度ですので、そもそもがそういう周知の中で申請していただいているという制度にはなります。

○委員長（西田 真） よろしいか。いいですか。浅田委員。

○委員（浅田 徹） 中身は分かりました。発覚した以上は、速やかな措置、必要だと思います。

ただ、この中では平成23年からということですけども、この4から6級の方のリストはもう全部分かるのでしょうか。それで、その方が、じゃあ車に乗とられた、乗とられないかは、本人に何か確認をしないと分からない。かつ、またその方が亡くなってるかどうか、これも分からない。

特に、もう本当に10年ですから、認知が入ったり施設行って、全然その今みたいな紙ベースではまだわからんのがありますわね、独居とか施設に入れたらなかなかそういうものが周知しにくい。その辺のちょっとこう、もう少し分かりやすく、かみ砕いていただければありがたいです。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○税務課長（宮崎 雅巳） おっしゃるとおり、把握はできません。税務課は、軽自動車税を持つてる方については、情報としては持っていますけど、4級から6級の方がどなたという個人名は、情報としては持てないことになってます。

福祉のほうは、逆に、軽自動車税を持つてるといいう情報は持てないんですけど、この150名の個人名は持っていらっしゃるという状況ですので、その各法律の守秘義務、個人情報等の観点から、何とか合体できないかと探してみたんですが、やはりその法律で、もうそもそも個人情報を守るという立場からそうなるので、そもそもこの減免制度を我々が運用するにしても、個人ごとに出してるわけではな

くて、広く周知する中で、それに該当される方が申請していただくということにしていますので、ダイレクトにお伝えするという事は難しい。

ただ、今回はこちらが誤ったんで、できるだけそれに近い方に情報を届けたいということで、福祉のほうと協力して、福祉のほうの名簿で、こちらはこういったことをしますということを福祉サイドにお願いして、その税務課の情報ということで、この150名に渡していただくというふうな手順になります。

○委員長（西田 真） 浅田委員。

○委員（浅田 徹） だから、なかなかやはりそういう、悪いですが、ここのやっぱり壁っていうのがあって、それで、ポジションごとだ。本来はもうオール豊岡でさっさとできるような業務、まず特定から含めて時間がかかるし、なかなかその辺が、じゃあその当然これ税務担当がやられるわけですけども、かなりの時間と特定、その至るまでというんか、それはどういう、体制というのはどういうふうなことで今、考えとるのか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○税務課長（宮崎 雅巳） 特定はできません。情報をお伝えして、その情報を見て申請いただいて、申請いただいた書類の中で、初めて誰々さんが障害を持っていらっしゃるっていうことが、こちらが分かかります。

○委員（浅田 徹） そういうことか。

○税務課長（宮崎 雅巳） はい。

○委員（浅田 徹） 大変なこっちゃん。大体分かりました。

○委員長（西田 真） よろしいか。

○委員（浅田 徹） はい。

○委員長（西田 真） 井上委員、どうぞ。

○委員（井上 正治） 申請主義ですのね、申請しないと権利が発生しないということだと思っすわ。（「そのとおりです」と呼ぶ者あり）

身障者の人でもね、もういいわ、減免しなくてもいいわって人も中にはいらっしゃると思っすよ。だから申請主義なのでね、なかなか情報が見え

ないというのが真実なんだろうけども、ほんでも何かね……。

○委員（奥村 忠俊） 知らせるのは大概知らせるいうことですから、申請は本人やけどね。その辺は問題だな。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○委員（井上 正治） これ他市の例というのは、こういうミスというのはないか、聞いたことはないか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○税務課長（宮崎 雅巳） 同様の例があれば参考にしたいと思って調べてみるんですけど、なかなかないです。

一番最初に、課税誤りっていうのは、個人を限定して、こちらが全部責任を持ってやってるところなんで、個人が限定しても大丈夫なんですけど、こういう例はなかなかなくて、残念ながら、先ほど浅田委員から、壁っていう、壁。市長がしたらええがなって私も思ったりもしたんですけど、やはりその法律は、その部局部局、その部署部署の、仕事仕事の中での守秘義務ということになりますので、その情報を合体することについては、やはり違法性があるということになってしまうようです。

○委員長（西田 真） 浅田委員。

○委員（浅田 徹） やはり、これ個人情報といえども、やっぱり公の地方公共団体が、特定のこれ、言わば損害を与えとるわけですね、つまり取り過ぎてるわけですから。それをやっぱり返さんといけんわけですからね。それがプライバシー云々でじゃなくて、やはり行政の大きな過失ですから、これはプライバシーの上にあるんじゃないですかね、これ国民、市民に完全に損害を与えて、それを正当な形でお返しするわけですからね。

それもこういう、言わば身障者という中で特定して、間違っただけをやっぱり自治体がしとったわけですからね。コロナで打ちますか、打ちませんかとか敬老会の名簿を見せてくださいっていうのと違うんでね。当然行政だから、守秘義務があれば、当然これは自治体の中で実務されることで、一般の市民とかほかの周辺の住民には、一切これは、当然守

秘義務があるわけですから、オール豊岡で僕はやっ  
てもらわんことには、こういうそのやり方を、申請  
主義でやりますわ、これも使いますわ、これも使  
います。全てを使って、はい、申し込んでくださ  
いってというのは、ちょっと僕は、今回のこれに  
は該当しないんじゃないかと。

市役所のオール豊岡の豊岡市行政体の問題で  
すからね、ここ第三者は関係ないわけですから、  
その人と市の関係ですから。ここは、ちょっと  
それはある程度、治外法権とは言いませんけど  
も、やはり特定のこの特定の職員が責任持  
って、それも税務課の職員がするわけです  
から、そういうことで進めたいなど、強く今  
の話を聞いて感じておるんですけどね。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○税務課長（宮崎 雅巳） 当然我々もそう  
いった気持ちがございますが、やはり調  
べてみますと、できないということです。

ですから……。

○委員（田中藤一郎） 法律上できない  
ということ。

○税務課長（宮崎 雅巳） 法律上でき  
ないということです。

○委員（田中藤一郎） 何の法律、それ  
破っちゃうと大変なことになるの。

○委員（奥村 忠俊） 他市町の例……。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○税務課長（宮崎 雅巳） 税の中  
での税を取るための情報ということで、  
税のためにその本人たちは情報を提供  
して、これ、いいことっていう、総体的  
には、こちらは全てその情報を提供す  
ることについては、本人のためになる  
ということを私は思って、皆さんそう  
思われると思うんですが、それだけ  
でいくと、いろんなことについて、  
いいことだったら、この情報なら  
リンクさせてもいいんじゃないか  
ということにはなっちゃうんですね。

そうすると、そもそも今回も、いや、  
ほっといてくれみたいな人も多分  
いらっしゃる可能性もある。

ですから、申請主義に臨もうとして  
おって、最初からもう法律で特定  
して、この該当する人は税はか

けませんっていう法律の仕組みがあ  
ったときには、情報は交換できるこ  
とになっています。今回は市の単  
独制度の中で、減免という仕組み  
の中で起こった過ちなので、や  
っぱりその減免という仕組みの中  
での解決策ということが今、限界  
を感じているところでございます。

○委員長（西田 真） 浅田委員。

○委員（浅田 徹） やはりこれは、  
今回このように10年も、まあ  
10年ですね、分かっていたら、  
やっぱりその該当される方から、  
ちょっとこれはおかしいちゃう  
みたいなの、こんなことで調  
べてみたらそうだったという  
内容ですか。それとも、職員  
が精査したら、この辺、ちょ  
っとこれは読み違い、違  
うよみたいなことが、ど  
っちでしょうか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○税務課長（宮崎 雅巳） おっ  
しゃった、その後者のほう  
です。内部の職員が条例、  
規則を改めて見ますと、  
違ってるということに  
気づきました。

○委員長（西田 真） よろしいか。

○委員（浅田 徹） はい、  
分かりました。

○委員長（西田 真） 竹中副  
委員長。

○委員（竹中 理） まあ起  
こってしまったんです  
けど、これ将来的にはね、  
例えばそのデータリンク  
とかを、例えばマイナ  
ンバーカードとかで  
できたり、分かたり  
する可能性はあるん  
ですか。例えばデ  
ジタル庁ができて、  
どうなるという。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○税務課長（宮崎 雅巳） ちょ  
っとそこについては、  
断定的なことは申し  
上げられない情報  
しか持っていない  
んですけど、それ  
にすると、やはり  
法律で、この情  
報とこの情報は照  
らし合わせて、  
制度としてや  
っていいですよ  
っていうか、本  
人が提供して  
いいよっていう  
ことをおっ  
しゃって  
いただくか、  
ど  
っち  
か  
し  
か  
多  
分  
な  
い  
か  
な  
と  
思  
っ  
と  
っ  
て、  
何  
で  
も  
か  
ん  
で  
も  
リ  
ン  
ク  
さ  
せ  
て  
い  
い  
と  
う  
こ  
と  
に  
は  
な  
ら  
な  
い  
ん  
だ  
ら  
う  
な  
と  
想  
像  
し  
て  
い  
ま  
す。

○委員長（西田 真） 竹中副  
委員長。

○委員（竹中 理） あと何  
でしたっけ、記者  
発表がいつある  
っていう。



○税務課長（宮崎 雅巳） 6日です。

○委員（竹中 理） 6日でしたっけ。そのときに発表されると思うんですけどね。その10年前、例えば、これ誰のせいになる、10年前の人の誰のせいなのかとか、そういう何ていうんでしょうね、責任とかにはどういったふうなお考えがあるのかなと。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○税務課長（宮崎 雅巳） これを内部協議した中で、今のところ、その責任の追及ということはしてないのが事実です。私らも4代先ぐらまで担当者を追ってみたんですが、やはりその表を、これ多分、県の表をちょっと使ってしまったんだと思われてて、それをやっぱり信じていたと。ホームページに上げるについても、3年前までの決裁は残ってるんですけど、その前までの決裁っていうのはちょっとやっぱり廃棄になって、どういう経緯でこう決裁を上げられたかというのは、実は見えない状態なもので、それ以上追及しようがないので、それよりは、先にこっちの対応策のほうを早くしたほうが良いなという考えで今、臨んでいるところです。

○委員（竹中 理） 分かりました。

○委員長（西田 真） よろしいか。

○委員（竹中 理） はい。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。よろしいか。

○委員（浅田 徹） もうそれは、ここまで説明されたら、もう迅速に、それしかない、本当に。

○委員長（西田 真） 奥村委員。

○委員（奥村 忠俊） それで、仮にあれ、うちはそうじゃなかったでと、こういうふう気がつく、仮にですよ、あって、その場合は、それは対応されるということやね。気がつかれてね、知っとんなれへんからな、誰も知ってへん、僕らも知らんし、対象者も知っとんなれへんやな。だから文句言えないじゃないですか。それが、仮に分かったというふうになってね、そのときは対応、市としてはどうされますか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○税務課長（宮崎 雅巳） ここで、こちらが誤っていた部分の方で23年度以降に気づかれた方は、当然その方を救いたいということですので、そこで申請をいただいたりお問合せいただいたら、申請にたどり着くようにちゃんとこちらはサポートしたいと思っています。

○委員（奥村 忠俊） なるほど、申請があれば。

○税務課長（宮崎 雅巳） 申請があれば。もうご相談があった時点で、もうご相談が一旦あれば、個人が特定できますので、その方には請求書をお送りしたりだとか、書き方をご指導したりっていうことはさせていただこうと思っています。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○市民生活部長（谷岡 慎一） むしろ、その本当にこの制度、この減免に当たる方がどなたか分からないというのが課題でございまして、むしろ、奥村委員がおっしゃるように、そうかなと思って、ぼんやりとでも当たるだろうと思った方が来ていただいたほうが、我々としても、それで手帳があったり、所有という実態が分かれば、それはもう減免できることにしたいと思っておりますので、むしろその、何といいますかね、当たるだろうと思ってる方は、ぜひ窓口のほうに来ていただけたらと思っております。

○委員長（西田 真） よろしいか。

奥村委員。

○委員（奥村 忠俊） つまり、今の分かっているこっちから、実はあんたんとこ間違っていましたよということと言わないとね。

○市民生活部長（谷岡 慎一） 私どものほう、分からないんです。

○委員（奥村 忠俊） 分からないわな、そりゃそうだな。

○市民生活部長（谷岡 慎一） 分からないんです、正直分からないからです。

○委員（奥村 忠俊） 実際には、それ見て申請があれば、出されるということですね。

○委員長（西田 真） 浅田委員。

○委員（浅田 徹） 今、納税証明っていうんか、

そういう履歴っていうんか、これはずっとこの自動車税等もこの10年、20年、5年、10年でもう廃棄するものではないんですか、その辺がちょっとよく分からない。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○税務課長（宮崎 雅巳） この問題が発覚したときに、いつまで残ってるかっていうのはやっぱり気になりました、見ますと、この期間は幸い残っていらしたので、対応できるということです。実際5年が保存期間になってるんですけど、物持ちがよかって、対応できるという状態です。

○委員（浅田 徹） はい、安心しました。ぜひ対応しっかりしてあげてください。

○委員長（西田 真） よろしいか。

○委員（奥村 忠俊） なかなか難しいところだな。

○委員（浅田 徹） 大体5年で廃棄しちゃうんです。

○委員長（西田 真） それでは、質疑を打ち切ります。よろしいね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） それでは、これで報告事項を終わります。

これより4、その他に入ります。

その他、委員の皆さんの方から何かあればお願いいたします。何もありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 当局のほう、何か付け加えることはありませんか。

それでは、以上をもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時26分閉会

---